

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 141-0031

(ふりがな) とうきょうと しながわく にしごたんだ

住所 東京都品川区西五反田7-22-17

(ふりがな) かぶしきがいしゃ あいえむえす

氏名 株式会社IMS

(ふりがな) だいひょうとりしまりやく たかき だいすけ

代表取締役社長 高木 大輔

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

別紙

再意見書

前回の意見募集において地域のDSL事業者9社から提出された連盟意見に賛成します。

弊社は平成21年に関西ブロードバンド殿と協業でADSL事業を開始し、以来、熊本県八代市地域を中心として、利用者に細やかなサービスを提供し、ブロードバンド普及の一端を担ってきました。

現在も当該地域において、ADSLが事業の中心を担っていますが、「光の道」構想でも示されている通り、今後の大きな流れとして、ADSLからFTTHへ移行していくものと考え、同時に弊社共の課題となっております。

しかしながら、FTTH市場はADSL市場のように公正競争環境が整っていないのが実情であり、特定の地域で事業を営む地域に根差した事業者や新規事業者の参入が実質的にできない状況になっています。参入の阻害要因には、接続料の水準と事業者が8分岐単位ごとでしか利用できないこと等が挙げられます。

今後の「光の道」の実現への進展を考慮すると、既存のADSLサービス利用者がFTTHサービスに円滑に移行できるように、ADSLと同等なサービスを提供できるようにする必要があります。

弊社は、先般、9事業者が意見募集や共同記者会見において主張したように、光ファイバの1回線単位の接続料設定及び1回線単位の貸し出し実現がFTTH市場の公正競争環境実現のために必要と考え、意見に賛同します。設備競争だけでなく、活発なサービス競争が行われる環境整備を行うことが、料金の低廉化等の利用者利便の向上、電気通信業界の活性化につながるものと考え、ごく限られた大企業だけでなく、弊社のような中小の企業も含めた競争環境を整えることが不可欠と考えます。

以上